

ご意見等	回答
<p>・「第5期島根県障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況について</p>	
<p>○資料1 P2. (3) 啓発活動の推進</p> <p>「あいサポート運動」等を通じて等と書かれているので適切なかもしれませんが、「あいサポート運動」だけでは物足りなさを感じます。車いす乗車体験・松葉杖体験・盲導犬とのふれあい体験等が他に考えられませんがいかがでしょうか。</p>	<p>・様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していただく「あいサポーター」を増やす取り組みをしております。 ご提案のありました体験については、必要な配慮を理解する上で、有効な方策の一つと考えられますので、あいサポーターになるための研修やイベント等での実施が想定されます。</p>
<p>○資料1 P2. (3) 啓発活動の推進</p> <p>あいサポーター研修については、共生社会実現のためには重要な事業です。県社協に委託されていますが、県民への浸透が低調に感じます。啓発の方法の中で市町村も巻き込んだ体制づくりをしてはどうかと思います。〇〇では、市職員がメッセンジャーとなり、数値目標も持って取り組んでいるところです。また、一度認定を受けた団体(企業)に対する、フォローアップ体制も必要と感じます。なぜなら、あいサポート認定団体(企業)の認定証を受けた企業が、障がい者差別をされていた事例が、〇〇においてあったためです。一度認定を受けた企業において、どのようにフォローアップされるのか、各団体(企業)任せなのか、導入されてから間もなく10年となりますので、ご検討いただければと思います。</p>	<p>・あいサポート運動を拡大していくため、今年度から企業や団体への働きかけを強化することにしており、その中で、あいサポート企業等へのフォローアップも実施予定です。 ・また、啓発方法については、ご提案も含め、より効果的な方法を検討してまいります。</p>
<p>○資料1 P4. 3. 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>地域生活支援拠点等の整備の(2)評価・分析の所で、各地域における自立支援協議会ではどこまでの話がでているのでしょうか。</p>	<p>・課題の整理、ニーズ把握、関係機関との調整や具体的な整備手法など、各地域の状況に応じた検討が行われています。</p>
<p>○資料1 P4. 4. 福祉施設から一般就労への移行</p> <p>(1)の下側の表の中、「障がい者に対する職業訓練の受講者数」12人、11人は表の他の数値と比較すると少ないのではないのでしょうか。福祉施設などの利用者に、職業訓練の必要性をもっと感じ取っていただくことが必要だと感じます。資料2-④ 2ページ目で就労定着率の向上や職場定着率の向上をめざすのであれば、さらに受講の必要性を受講者が自覚し、受講申込みが増加するように変容をはかる必要があると思います。</p>	<p>・いただいたご意見を参考に、関係機関と連携して取組みを進めてまいります。</p>

ご意見等	回答
<p>○資料1 P5 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>児童発達支援センターの設置について 設置された場合のメリットや支援体制が今までとどのように変わるのか、詳しく聞きたい。</p>	<p>・児童発達支援センターは、人員基準が他の児童発達支援事業所よりも手厚い体制を取るようになっており、嘱託医を配置し、保育士と児童指導員の両方を1名以上置き、さらに児童指導員と保育士の総数も児童の数に対して高い割合の基準となっています。また、設備も、児童発達支援事業所に必ず設けることになっている指導訓練室の他に、遊戯室、屋外遊戯場等を設け、指導・訓練を充実させるようになっていきます。専門的な療育・訓練を受けられる拠点施設の役割が期待されています。</p>
<p>○資料1 P6 サービス見込量と実績</p> <p>短期入所の益田圏域は、133.2%と122%となっていますが、利用がしにくい状態になっているのでしょうか。</p>	<p>・見込みを上回る実績となっていますが、現時点ではニーズに応えられており、利用がしにくい状態にはなっておりません。</p>
<p>○資料1 P8 第三者評価</p> <p>サービスの質の向上のため、たくさんの事業所に受けてもらいたい。</p>	<p>・引き続き、説明会や実地指導において、制度の積極的な活用を働きかけていきます。</p>

ご意見等	回答
<p>○資料1 P9 他</p> <p>「障害」6箇所と「障がい」5箇所、p.9で合計11箇所あります。判断基準があつての漢字と平仮名の区別だと受け取れますが、私自身、障害者手帳をもつ本人として、それらがあまりにも混在するこのページのような場面では、余計に差別化を意識してしまい複雑な思いを抱いてしまいます。基本的に、県或いは国では、どのような基準で使い分けをしていらっしゃるでしょうか。基準が明確であれば、その説明がどこかに記載されていれば、県民も理解しやすく、人権に配慮がなされていると感じます。国からの指示であれば独自に変更は難しいのかもしれませんが、漢字を使うべきか、平仮名表記すべきか、担当者でなければ区別できないようであれば、共通語としての意味が感じられませんか。むしろ、漢字に統一していただいた方がみんなに理解しやすく使用しやすいのでは、と私は考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、障がい者団体等からの「障害」の表記について、「『害』の字に否定的な意味があるので『障がい』に改めてほしい」という要望等を踏まえ、平成22年4月1日から、「障害」が人や人の状態を表す場合には、原則、「障がい」とひらがな表記にしています。 但し、法令等の名称やこれらに規定されている用語、団体等の固有名称、医学用語等については、そのままの表記としています。 ・国では、「障害」と表記されています。
<p>○資料1 P10 県が実施する地域生活支援事業</p> <p>失語症の方に向けた支援（意思疎通支援事業）についてはどのような方向性で検討されていますか。また、意思疎通支援の担い手となる手話通訳者や要約筆記者を増やすために、手話通訳者養成講習会等を、現在、開始時期が隔年になっているのを毎年開催にお願いしたいと思いますが、県としてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症の方への支援については、これまでの高次脳機能障がいに伴う相談支援に加えて、今後、市町村及び言語聴覚士会等の関係機関と共に実態把握や課題整理を進めながら適切な支援策を検討していく考えです。 ・意思疎通支援の養成研修については、要約筆記者養成研修について令和2年度から毎年開催化する予定で準備を進めており、その成果や課題等を踏まえながら、手話通訳者を含む意思疎通支援全体の取り組みを進めてまいります。
<p>○資料1 P12 「身体障害者手帳について」</p> <p>3行目「高齢化が著しく進んでいます。」 最終行「重度障害者が全体の約半数をしめています。」 これらの記述から、区分の重度化も進んでいることが自然と予想されると思います。患者自身は高齢・身体障害のため、本来は自身で修正申告すべきですが、行政機関の救済措置が必要な実態であると考えますがいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や疾病により身体障がいを有する状態となる高齢者は増加傾向にあり、既に手帳を所持している方についても程度に変化がある場合もあります。身体障害者手帳の新規取得や程度変更について、適切に情報提供されるよう市町村及び関係機関と共に制度周知や相談支援の充実に取り組みます。 なお、申請手続きについてはご本人による申請のほか、ご家族や支援者などの代理人による申請、郵送による申請なども可能です。
<p>○資料1 P13 知的障がい者</p> <p>身体障がい者の欄には、「うち65歳以上」が80.4%との記述が見られますが、知的障害者については、何%でしょうか。 こちらは高齢化の進行という問題はあまり考えなくてもよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳所持者のうち65歳以上の所持者が全体に占める割合は16.3%です。 5年前の割合は14.5%であり、65歳以上が占める割合は微増傾向にあります。
<p>○資料1 P14 精神障がい者</p> <p>上と同じで、「うち65歳以上」は精神障害者については、何%でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳における割合は23.8%です。 (患者数情報には年齢が紐付いていないため割り出すことができません)

ご意見等	回答
<p>・「第6期鳥根県障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」の策定について</p>	
<p>○資料2 計画全般</p> <p>今後は新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の対策についても、重要な要素として計画に盛り込む必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。介護計画は、国が基本指針を改正し、自治体の次期計画にコロナや災害対策を明記するよう求めています。障がい計画も同様に必要だと思います。</p>	<p>・感染症対策については、障がい福祉サービス等の継続にあたり重要な要素と考えておりますが、現在国からの通知等により対策が進められていること、現時点で国において基本指針の改正が予定されていないことから、障害福祉計画に加えるのか、他の計画などにより対策をまとめるのか、また、どのような項目が必要かといったことを、国での検討も踏まえ、整理する必要があると考えております。</p> <p>このため、現時点では、感染症対策について障害福祉計画に加えることは予定しておりません。</p>
<p>○資料2 地域生活支援事業の位置付け</p> <p>地域生活支援事業については、県事業と市町村事業とありますが、それぞれ計画の文面の中には、どのように盛り込まれるのでしょうか。基本的な考え方の中では特に触れず、数値目標のみで表されるのでしょうか。</p>	<p>・地域生活支援事業については、国の基本指針において、県及び市町村が、それぞれ実施する県事業及び市町村事業について、地域の実情に応じて次の事項を定めることとされていることから、県の基本指針では特に触れておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業の内容 ・各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ・各事業の見込量確保のための方策 ・その他実施に必要な事項
<p>○資料2-⑤ 4. (1) 施設入所者の地域生活への移行の推進</p> <p>「居住サポート事業」とはどんな事業でしょうか？</p>	<p>・地域生活支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施します。）のメニューの一つで、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です（市町村事業）。</p>
<p>○資料2-⑤ 4. (1) 施設入所者の地域生活への移行の推進</p> <p>グループホーム整備事業が障がい者福祉施設等整備事業に変わっているが、施設全般の広い範囲ということでしょうか。</p>	<p>・県の事業名を変更したことによるものです。引き続き、この事業に含まれるグループホームの整備を活用して住まいの場を整備してまいります。</p>

ご意見等	回答
<p>○資料2-⑤ 4. (6) 相談支援体制の充実・強化</p>	
<p>当事者を支援する各機関がより一層連携して支援・サポートしていただけるようお願いいたします。</p> <p>・その他</p>	<p>・各種研修や連携機会の提供等の機会を通じ、相談支援機能の向上や身近な地域での関係機関の連携強化に一層取り組んでまいります。</p>
<p>地域生活支援事業は、どれ一つとっても、障がいのある方の生活の質の維持向上のためには、なくてはならないものです。しかしながら、財源的には、国も満額支給できず、このたび、島根県も減額の可能性があるとおっしゃっている。そのしわ寄せは市町村にくるわけですが、〇〇も財政指数が全国的にも悪く、行財政改革を行っている最中であり、今回の動きには非常に戸惑っています。市町村も事業の見直しを含め検討するような事態になれば、利用者が困る状況に陥る可能性もあります。再考をお願いします。</p>	<p>・地域生活支援事業については、自立支援給付制度とあわせて障がいのある方を支援する重要な取り組みである一方、国や多数の都道府県の補助率が法定上限に達していない現状があり、国に対する補助率アップの要望と併せて、事業構成の組み換えや事業再構築等の工夫により財源確保や支援内容の維持向上に継続的に取り組んでいます。</p> <p>・県では中長期的な観点から効果的な支援制度のあり方を考える上で、まずは地域の実情に応じて異なる取り組みを行っている市町村の事業内容やご意見を参考とすることが不可欠であると考えており、このたび各市町村の現状把握を行う予定です。</p> <p>・様々なご意見や制度上の工夫、効果的な支援事例、共通する課題等を市町村と直接共有しながら、効果的な支援のあり方や事業構成等を検討していく考えであり、現時点で予算規模の変動については未定です。</p>
<p>島根県版のあいサポート研修の映像はとてもいいもので、理解・啓発のために沢山の人の見てもらいたいと思います。</p> <p>島根県版になってどのくらいの方が受けているのでしょうか。</p> <p>沢山の人の見てもらいたいと思います。</p> <p>バッチはストラップヤキーホルダーの方が身につけやすいと思います。</p>	<p>・島根県版のあいサポート研修用映像については、多くの皆様に視聴していただくため、令和元年2月より、YouTubeの「しまねっこチャンネル」で公開しております。</p> <p>また、あいサポート研修の講師をしていただく「あいサポートメッセージ」の方にDVDを配付しております。</p> <p>・約500人の方が、映像を公開した令和2年2月以降、あいサポート研修を受講されています。</p> <p>・あいサポーターの証としてのバッジについては、子ども向けにソフト素材のチャームを用意しております。</p>
<p>手話言語条例が全国的に広がっている。</p> <p>島根県においてはどのようにお考えか。</p>	<p>・全都道府県知事が参加する「手話を広める知事の会」を通じて、手話が言語であることを明確にし、普及させていく手話言語に係る法律の制定を求めているところであり、今後も求めていきたいと考えております。</p>